

つくば市工事請負契約約款 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第7条 (略)            (下請負人の健康保険等加入義務等)</p> <p><u>第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方としてはならない。</u></p> <p><u>(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出</u>  <u>(2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出</u>  <u>(3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。</u></p> <p><u>(1) 当該社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合</u>  <u>(2) 発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を受注者が発注者に提出した場合</u></p> <p>第8条・第9条 (略)            (現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) (略)            (2) 主任技術者(建設業法_____第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)又は監理技術者(同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)            (3) (略)</p> <p>2—5 (略)</p> <p>第11条 (以下略)</p>	<p>第1条—第7条 (略)</p> <p>第8条・第9条 (略)            (現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) (略)            (2) 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)又は監理技術者(同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)            (3) (略)</p> <p>2—5 (略)</p> <p>第11条 (以下略)</p>